



平成17年5月10日

関係各位

高千穂交易株式会社
代表取締役社長 山村秀彦
(コード番号 2676 東証第1部)
問い合わせ先
常務取締役経営システム本部長
兼経営戦略室長 赤堀寛人
電話 03-3355-1111

電子公告制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成17年5月10日開催の取締役会において、電子公告制度の導入を目的として、定款を変更することの承認を求める議案を平成17年6月28日開催予定の当社第54回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款を変更する理由

平成17年2月1日に施行された「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)において、定款の定めにもとづき電子公告制度が認められたことから、この制度を導入するための定款の変更を行うものであります。

2. 定款変更案の内容

現行定款	変更案
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告の方法) 第4条 当社の公告は、 <u>電子公告によって行なう。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u>

3. 公告掲載場所

インターネット上における当社のウェブサイト(ホームページ)とし、当該ウェブサイトのアドレスを次のとおりいたします。

<http://www.takachiho-kk.co.jp/>

以上